

令和 7 年 1 月 8 日
国 土 交 通 省

任期付職員の募集について

国土交通省 東北地方整備局 宮城南部復興事務所では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の職種の職員を募集します。

1. 職種

国土交通省 東北地方整備局 宮城南部復興事務所 係長もしくは専門員
（勤務地：宮城県伊具郡丸森町字除北 20 番地）

2. 職務内容

令和元年東日本台風からの復旧・復興に資する以下の業務等

- （1）河川・砂防事業の調査や実施設計に関すること。
- （2）河川・砂防事業の工事の企画・立案、実施計画に関すること。
- （3）河川・砂防事業の工事の施工及び工事管理に関すること。
- （4）河川・砂防事業の工事の実施の調整に関すること。

3. 募集人員

若干名

4. 採用予定期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日（予定）

5. 応募資格

応募資格は以下の条件を全て満たすものとする。

- 高等学校を卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等において、職務経験が 2025（令和 7）年 1 月 1 日現在で通算 9 年（専修学校の専門課程、短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては 7 年、大学卒業又は大学院を修了した者にあつては 5 年）以上となる者であつて、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- 民間企業、官公庁、国際機関等において、土木、農業農村工学、林学又は砂防に関する職務経験を有するもしくは、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は大学院等において、土木、農業農村工学、林学又は砂防に関する課程を修めて卒業又は修了した者

ただし、以下に該当する方は応募できません。

- （1）日本の国籍を有しない者
- （2）国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 国家公務員法第81条の6（定年による退職）に該当する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

6. 待遇等

[1] 採用形態

任期付職員法に基づき、任期付の常勤の国家公務員として採用します。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

[2] 給与

給与については、これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき、決定します。

[3] 勤務時間・休暇

原則として週5日勤務、午前8時30分から午後5時15分（土、日、祝日、年末・年始（12月29日から1月3日）を除く。休憩時間1時間（昼休み）含む。必要に応じて超過勤務あり。）年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定する。20日を限度に翌年に繰り越し可。）

[4] 加入保険等

国家公務員共済組合に加入

7. 選考方法

一次選考：書類選考

二次選考：面接

※ 書類選考の結果、二次選考を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

8. 応募方法

次の書類を応募期限までに提出先あて郵送またはメールしてください。応募書類は合否の結果によらず返却いたしません。

なお、応募書類に記載されている個人情報、選考のために使用するものであり、他の目的に使用されることはありません。

(1) 提出書類

- 履歴書（様式自由）
- 職務経歴書（様式自由）

(2) 応募期限

令和7年1月31日（金）（必着）

(3) 提出先

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

国土交通省 東北地方整備局 企画部 企画課 [採用担当]

電話：022-225-2171 関口・神馬

メールアドレス：thr-kyousyuu@ki.mlit.go.jp